

「第6次地方分権一括法」の施行

第3回 国と地方公共団体との連携策について

第2回では、ハローワーク業務の事務・権限の地方公共団体への移管の議論の始まりから一体的実施事業、ハローワーク特区の開始までを説明しました。第3回では、議論の過程で始まったこれらの連携策について説明します。

1 一体的実施事業

平成22年12月に「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定されました。この中で「希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細

かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずること」とされ、さらに「当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討すること」とされました。これが一体的実施事業の契機となり、平成23年6月から事業が開始されました。

一体的実施事業は、ハローワークのサービスと、地方公共団体が提供する行政サービスをワンストップで提供するものです。拠点数や利用者

等の評価は第1回で述べたとおりです。

具体的な連携としては、生活保護受給者への支援の他、地方公共団体が各種のセミナーやキャリアコンサルティングを民間委託等により実施し、ハローワークがワンストップで職業相談・紹介を行っている例があります。国と地方公共団体のそれぞれのサービスを提供してチーム支援を行っている例も多々あります。利用者にとって、複数の専門的なサービスをワンストップで受けられるメリットは非常に大きいと言えるでしょう。

2 ハローワーク特区

平成23年12月、「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」において「特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う(仮称「ハローワーク特区)」こととされました。これを受けて、平成24年10月から埼玉県と佐賀県で始まったのがハローワーク特区です。

ハローワーク特区の取組として、

埼玉県と佐賀県では、県と労働局でそれぞれのサービスをワンストップで提供する施設が設置されました。

これだけでは一体的実施施設と変わらないですが、ハローワーク特区の特徴は、都道府県知事が労働局長に対し、ハローワークの業務に関する事項について必要な指示をすることができるとされたことです(改正前の雇用対策法施行規則附則第9条第2項)。

しかしながら、開始から3年超を経過する間に、実際に県から労働局長に出された指示は1件だけでした。その内容は、佐賀県の特區施設において、国が職業相談・職業紹介を実施し、県が同施設で民間委託によるカウンセリングを行っていたものを、利用者の利便性を高めるために、県が行っていたカウンセリングを国が実施するように改めるといったものでした。

このような状況の中でも、佐賀労働局の特區の現場では、ローテーションを組むことで、職業相談・職業紹介のみならずカウンセリングについても、どの職員も適切に行えるよう体制を整えたと聞いています。

3 平成24年以降の 更なる連携拡大

一体的実施とハローワーク特区は、ハローワーク業務の事務・権限を地方公共団体に移管する議論の試金石としての連携策として実施されましたが、その後も、連携策は随時実施されています。

平成24年12月の政権交代後もハローワークに係る議論は続き、平成25年には地方分権改革推進本部、地方分権改革有識者会議、雇用対策部会が設置されました（これらの機関は現在も継続しています）。

こうした中、平成25年8月の雇用対策部会報告書で、「ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組を：積極的に進めるべきである」とされ、ハローワークの求人情報のオンライン提供が実施されることになりました（一方、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においても、ハローワークの求人情報を、民間企業や地方公共団体に対して提供することが盛り込まれていました）。

また、地方公共団体は公的性格を

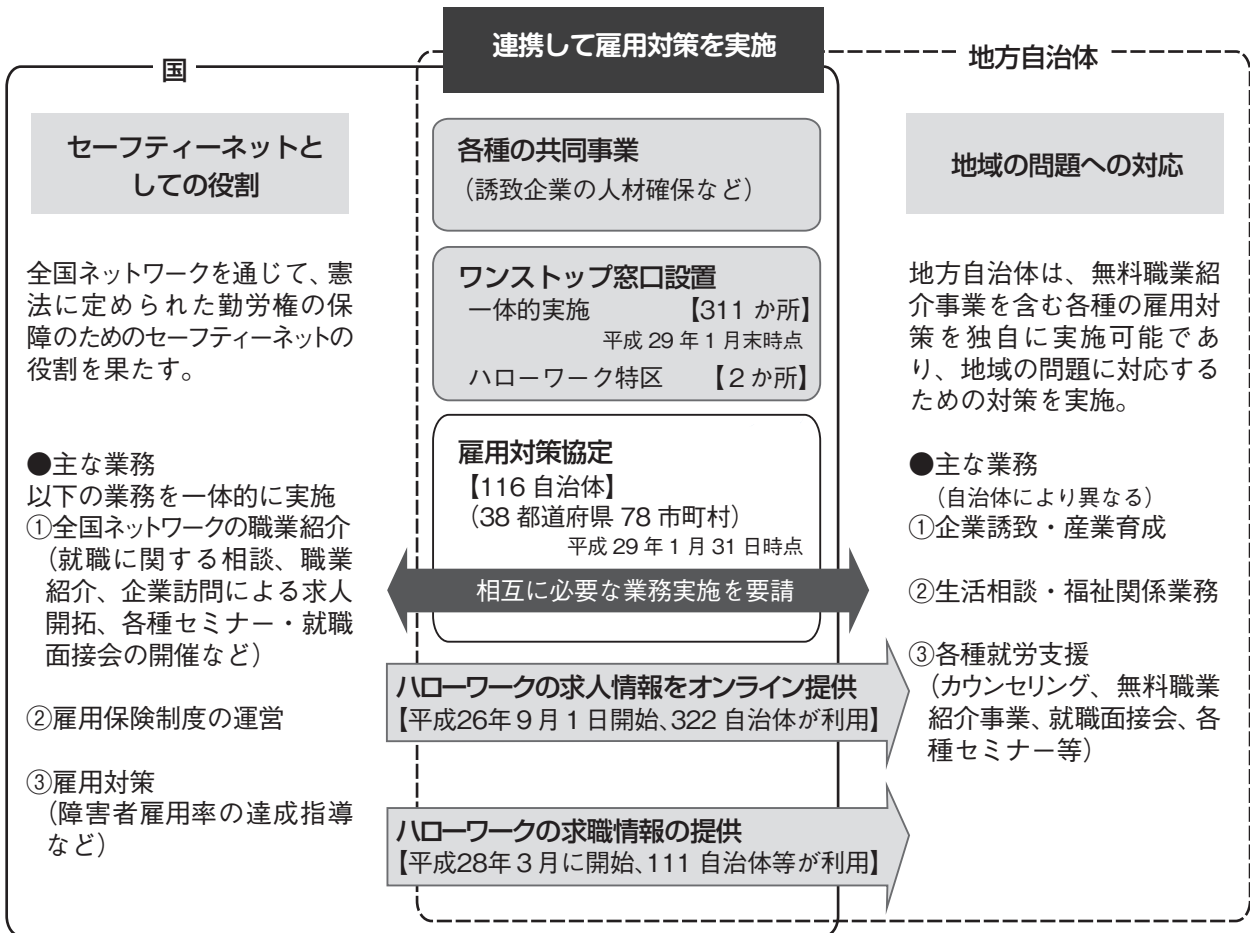
雇用対策における国・地方の連携強化について(総論)

○国と地方自治体が、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指すことが重要。

※地域の雇用問題を解決するためには、様々な取組を一体的に行う必要がある。

(例：企業誘致や産業育成などと職業紹介による企業の人材確保支援、生活困窮者に対する生活支援と職業紹介などの就労支援)

■国と地方の役割分担・連携のイメージ



(参考)雇用対策法(昭和41年法律第132号)(抄)

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。

持つものとして、民間企業に対する提供とは異なり、職業紹介を実施しなくとも就職相談やカウンセリング等の就職に資する個別の支援を実施しており、ハローワークと連携を図っている場合は提供の対象となること、ハローワークが職業紹介についての研修を実施する等の特例が設けられました。

このようにして平成26年9月よりオンライン提供が試行的に開始されました。平成28年12月1日時点で、地方公共団体の利用は322団体となっています。

また、「オンライン提供に基づく情報提供により、地方公共団体窓口の利用者がハローワークに行くきっかけとなつている」、「高齢者、引きこもりの若者等、阻害要因があつてハローワークにいけない方に地方公共団体から情報提供ができています」といった声もいただいております。ハローワークにとつても有意義な効果も出ています。

さらに、右記の日本再興戦略には「ハローワークの保有する求職情報「の開放」についても盛り込まれており、さらに平成27年1月には「平成26年の地方からの提案等に関する対

応方針」が閣議決定され、「ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。」旨が盛り込まれました。これを契機として、求人情報と同様、求職情報についても地方公共団体に提供することが決まり、平成28年3月より開始されています。

ただし、求人情報はほぼハローワークが持つ情報と同じものが提供されているのに対し、求職情報は、氏名等の個人情報等を除いた上で特別なホームページに情報を掲載し、アクセスした地方公共団体がサイトの中で個別に当該求職者にアプローチし、自らのサービスの利用を促すという仕組みになっています。

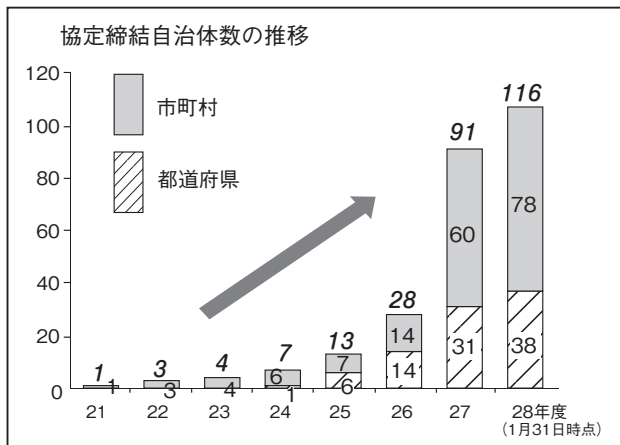
こちらは、開始したばかりでもありますので、地方公共団体の利用は111団体(平成29年3月6日現在)となっています。

これらの連携策については、それぞれの累次の閣議決定の中で、こうした連携策の成果と課題を検証し、ハローワーク業務の事務・権限の移譲について引き続き検討するという文言が盛り込まれ続けていました。

4 雇用対策協定の推進

これまで見てきた各種連携策は、閣議決定などに基づき実施されたものでしたが、厚生労働省として主体的に開始をしたのが雇用対策協定です。

雇用対策協定は、平成29年1月31日時点で116の地方公共団体と締結されています。締結の意義は第1回で述べたとおりですが、雇用対策協定という取組を本省、各労働局で一体となつて推進した結果、平成22



年に北九州市と締結されたことを皮切りに、徐々に数を伸ばし、平成26年度では28自治体にとどまっていたところ、平成27年度には91自治体(31都道府県60市町村)まで飛躍的に伸びました。雇用対策協定という仕組みと意義が各地方公共団体に理解された結果、機運が高まった結果なのだと考えています。

雇用対策協定の具体的な成果としては、例えば、地方公共団体の人口回復のために、当該地方から都市部に進学した若者に対し、地域の魅力的な企業を集めた説明会を都内のハローワークで実施した例もあります。このような取組は、地方公共団体の施策と、国がもつネットワークが有効に連携することができた事例と言えるでしょう。

5 国と地方公共団体の連携の意義

以上、国と地方公共団体の各種連携策を見てきましたが、このような連携策は、ハローワーク業務の事務・権限の移譲の議論の中で生まれたものではなく、多くの場合、国民の利益に資する取組となっている

国と地方自治体の雇用対策協定について

○全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

■国と雇用対策協定を締結した地方自治体（平成29年1月31日時点）

計116自治体（38都道府県70市7町1村）

【都道府県（38都道府県）】

- ①北海道（24年12月）
- ②奈良県（25年6月）
- ③滋賀県（25年11月）
- ④京都府（26年2月）
- ⑤高知県（26年3月）
- ⑥岩手県（26年3月）
- ⑦長崎県（27年2月）
- ⑧東京都（27年2月）
- ⑨鳥取県（27年3月）
- ⑩山口県（27年3月）
- ⑪長野県（27年3月）
- ⑫宮崎県（27年3月）
- ⑬青森県（27年3月）
- ⑭大阪府（27年3月）
- ⑮群馬県（27年6月）
- ⑯沖縄県（27年8月）
- ⑰福岡県（27年10月）
- ⑱宮城県（27年10月）
- ⑲和歌山（27年11月）
- ⑳富山県（27年11月）
- ㉑福井県（27年11月）
- ㉒香川県（27年12月）
- ㉓山形県（27年12月）
- ㉔愛媛県（28年1月）
- ㉕熊本県（28年1月）
- ㉖三重県（28年2月）
- ㉗徳島県（28年3月）
- ㉘岡山県（28年3月）
- ㉙福島県（28年3月）
- ㉚茨城県（28年3月）
- ㉛石川県（28年3月）
- ㉜山梨県（28年4月）
- ㉝千葉県（28年8月）
- ㉞埼玉県（28年8月）
- ㉟佐賀県（28年8月）
- ㊱愛知県（28年8月）
- ㊲島根県（28年8月）
- ㊳静岡県（28年12月）

【市町村（78市町村）】

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①北九州市（22年3月） | ④1日置市（28年2月） |
| ②横浜市（23年1月） | ④2越前市（28年2月） |
| ③福岡市（23年3月） | ④3宇佐市（28年2月） |
| ④久留米市（24年3月） | ④4佐伯市（28年2月） |
| ⑤宮古島市（25年1月） | ④5那須塩原市（28年2月） |
| ⑥広島市（25年1月） | ④6豊後大野市（28年2月） |
| ⑦堺市（25年11月） | ④7笠間市（28年2月） |
| ⑧鳴門市（26年11月） | ④8豊後高田市（28年3月） |
| ⑨神山町（27年1月） | ④9坂井市（28年3月） |
| ⑩三好市（27年2月） | ⑤0札幌市（28年3月） |
| ⑪阿南市（27年3月） | ⑤1小田原市（28年3月） |
| ⑫熊本市（27年3月） | ⑤2高崎市（28年3月） |
| ⑬沖縄市（27年3月） | ⑤3あわら市（28年3月） |
| ⑭浜松市（27年3月） | ⑤4北上市（28年3月） |
| ⑮美馬市（27年5月） | ⑤5霧島市（28年3月） |
| ⑯太田市（27年5月） | ⑤6都城市（28年3月） |
| ⑰館山市（27年6月） | ⑤7下関市（28年3月） |
| ⑱吉野川市（27年6月） | ⑤8東海村（28年3月） |
| ⑲総社市（27年7月） | ⑤9大洗町（28年3月） |
| ⑳小松島市（27年7月） | ⑥0鹿児島市（28年3月） |
| ㉑前橋市（27年8月） | ⑥1敦賀市（28年5月） |
| ㉒東大阪市（27年8月） | ⑥2吹田市（28年5月） |
| ㉓志布志市（27年10月） | ⑥3柏原市（28年5月） |
| ㉔始良市（27年10月） | ⑥4永平寺町（28年7月） |
| ㉕熱海市（27年10月） | ⑥5千葉市（28年7月） |
| ㉖日南市（27年10月） | ⑥6中津市（28年7月） |
| ㉗勝山市（27年11月） | ⑥7吉野町（28年7月） |
| ㉘牟岐町（27年11月） | ⑥8倉敷市（28年8月） |
| ㉙南九州市（27年12月） | ⑥9加西市（28年8月） |
| ③0新潟市（27年12月） | ⑦0小浜市（28年9月） |
| ③1大野市（27年12月） | ⑦1日田市（28年10月） |
| ③2掛川市（27年12月） | ⑦2浦添市（28年11月） |
| ③3常陸太田市（28年1月） | ⑦3若狭町（28年11月） |
| ③4越前町（28年1月） | ⑦4宮崎市（28年11月） |
| ③5福井市（28年2月） | ⑦5薩摩川内市（28年12月） |
| ③6山形市（28年2月） | ⑦6寝屋川市（28年12月） |
| ③7鯖江市（28年2月） | ⑦7尼崎市（29年1月） |
| ③8指宿市（28年2月） | ⑦8岐阜市（29年1月） |
| ③9天童市（28年2月） | |
| ④0高槻市（28年2月） | |

※③4③5：第6次地方分権一括法の施行日（平成28年8月20日）に、従前より締結していたハローワーク特区協定を雇用対策協定とみなした。

ことが重要な点です。ハローワークはあくまで国が担うべきであることに変わりはありませんが、地方公共

団体と連携することで、より国民サービスが向上するのだという事実を確認することができたととも言えま

す。移管ではなく、国と地方公共団体が連携することが雇用対策にとって

最適解なのだ、これら連携策の成果は証明しているのだと言ったことができます。